

第百三十六回 参議院 通信委員会 會議録 第九号

平成八年五月二十三日(木曜日) 午後零時四十七分開会

委員の異動

五月八日

伊藤 基隆君

補欠選任 志吉 裕君

五月九日

伊藤 基隆君

補欠選任 伊藤 基隆君

五月十三日

志吉 裕君

補欠選任 坪井 一字君

五月十四日

保坂 三蔵君

補欠選任 保坂 三蔵君

坪井 一字君

補欠選任 保坂 三蔵君

出席者は左のとおり。

委員長 及川 一夫君

理事 陣内 孝雄君

吉村剛太郎君

広中和歌子君

松前 達郎君

景山俊太郎君

河本 英典君

北岡 秀二君

保坂 三蔵君

守住 有信君

小林 一元君

西川 玲子君

林 久美子君

伊藤 基隆君

上田耕一郎君

国務大臣

郵政大臣 日野 市朗君

郵政大臣官房長 谷 公土君

郵政大臣官房審議官 品川 萬里君

郵政省通信政策局長 山口 憲美君

郵政省放送行政局長 楠田 修司君

事務局側 常任委員会専門員 星野 欣司君

山田 俊昭君 水野 誠一君

日野 市朗君 谷 公土君

品川 萬里君 山口 憲美君

楠田 修司君 星野 欣司君

本日会議に付した案件

○電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○通信・放送機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(及川一夫君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

○国務大臣(日野市朗君) 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、信頼性向上施設に有線テレビジョン放送業に係る施設を加えるとともに、高度通信施設整備事業または高度有線テレビジョン放送施設整備事業を実施する者に對する通信・放送機構の助成金交付の業務の對象施設の範囲を拡大する等の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、信頼性向上施設に有線テレビジョン放送業に係る施設を加えることとしております。

第二に、高度通信施設整備事業または高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金の借り入れに係る利子の支払いに必要な資金に充てるための助成金交付の業務の對象施設の範囲を拡大することとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

○委員長(及川一夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(及川一夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(及川一夫君) 次に、通信・放送機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○国務大臣(日野市朗君) 通信・放送機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、高度通信・放送研究開発の一層の推進を図るため、通信・放送機構の業務に高度通信・放送研究開発に係る債務保証の業務を追加するとともに、同機構が行う高度通信・放送研究開発を委託により実施することができるようにする等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、通信・放送機構の業務に高度通信・放送研究開発を行う者が当該高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借り入れに係る債務の保証を行う業務を追加し、当該業務に関する信用基金を設けることとしております。

第二に、通信・放送機構は郵政大臣の認可を受けて定める基準に従って、高度通信・放送研究開発の実施の業務の一部を委託することができることとしております。

第三に、通信・放送機構の業務に債務保証業務が追加されることに伴い、金融機関への業務の委託等について所要の規定を設けることとしております。

第四に、通信・放送機構の経理関係の規定等につき、所要の整備を行うこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

○委員長(及川一夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(及川一夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(及川一夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(及川一夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(及川一夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

す。
本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、テレビの字幕放送の拡充に関する請願(第一二八九号)(第一三二五号)

第二二八九号 平成八年四月二十六日受理
テレビの字幕放送の拡充に関する請願
請願者 福岡市中央区大手門二ノ五ノ一
五 藤田かほる 外二千名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一三二五号 平成八年五月一日受理
テレビの字幕放送の拡充に関する請願
請願者 香川県高松市春日町一、七三八ノ
一九 佐藤修二 外二千名

紹介議員 吉村剛太郎君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

する法律

電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「電気通信業」の下に「又は有線テレビジョン放送業」を加え、同項第一号中「(有線)テレビジョン放送」を「有線テレビジョン放送(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号))」に改める。

第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう。第五項において同じ。の役割を加え、同条第五項中「(有線)テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう。以下この項において同じ。」を削り、「同条第二項を、有線テレビジョン放送法第二条第二項に改める。

第六条第三号イ中「及び端末系光端局装置」を「端末系光端局装置」に改め、「ものをいう。」の下に「及び光端局回線装置(光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、光ファイバを用いた線路が接続される端末設備であるものをいう。)」を加え、同号ロ中「及びこれに接続される光伝送装置」を「送信用光伝送装置」に、「装置を」とを「装置であつて、光幹線路に接続されるものをいう。」及び受信用光伝送装置(光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であつて、受信の場所でのファイバを用いた線路に接続されるものを)」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 日本開発銀行以外の出資者は、通信・放送機構(以下この条において「機構」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、機構に設けられた信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができない。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)第六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第三十項中、「電気通信基盤充実臨時措置法」を「電気通信基盤充実臨時措置法」に改め、「信頼性向上施設整備事業」の下に「(以下この項において「信頼性向上施設整備事業」という。)を加え、「又は償却資産」を「若しくは償却資産」に、「政令」を「政令」に改め、「(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者が信頼性向上施設整備事業により電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第

号)の施行の日から平成十年三月三十一日までの間に新設した電気通信基盤充実臨時措置法第二条第三項第一号に掲げる電気通信設備で政令で定めるもの(有線テレビジョン放送法第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送に係る事業の用に供するものに限る。))を加え、同条第三十一項中「(昭和四十七年法律第百十四号)」を削る。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案
通信・放送機構法の一部を改正する法律案
通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条・第二十九条」を「第二十八条・第二十九条」に改める。
第一条中「実施等」を「実施の業務及び高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援に関する」に改める。
第五条第二項中「次項」を「第四項」に改め、「資金」の下に「又は第二十九条の二第一項に規定する信用基金」を加え、同条第三項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 第二項の認可があつた場合において機構に出資しようとする者は、機構の所有(他人と共同してするものに限る。以下この項及び第三十三条の二において同じ。)に係る放送衛星についての第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に必要な資金(当該所有に關し機構が負担すべき部分に限る。第三十三条の二において「衛星所有資金」という。)、同項第四号、第五号及び第七号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。第三十三条の二において「研究開発推進業務」という。))に必要な資金、同項第六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「研究開発出資業務」という。))に必要な資金、第二十九条の二第一項に規定する信用基金又はその他の必要な資金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

4 第二項の認可があつた場合において機構に出資しようとする者は、機構の所有(他人と共同してするものに限る。以下この項及び第三十三条の二において同じ。)に係る放送衛星についての第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に必要な資金(当該所有に關し機構が負担すべき部分に限る。第三十三条の二において「衛星所有資金」という。)、同項第四号、第五号及び第七号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。第三十三条の二において「研究開発推進業務」という。))に必要な資金、同項第六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「研究開発出資業務」という。))に必要な資金、第二十九条の二第一項に規定する信用基金又はその他の必要な資金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

第十七条第二項中「研究開発出資業務」の下に「又は第二十八条第一項第八号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「研究開発債務保証業務」という。))を加える。

第十九条第四項中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加える。
第二十八条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 高度通信・放送研究開発を行う者が当該高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
第二十八条第二項中「前項第九号」を「前項第十号」に改め、「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(業務の委託)
第二十八条の二 機構は、郵政大臣の認可を受け定める基準に従つて、前条第一項第四号に掲げる業務の一部を委託することができる。
2 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受け

て、前条第一項第八号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く)の一部を金融機関に委託することができ、

3 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

4 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第四十条第一項及び第四十四条において「受託金融機関」という)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十九条中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、第四章中同条の次に次の一条を加える。

(信用基金)
第二十九条の二 機構は、研究開発債務保証業務に関する信用基金を設け、第五条第二項の認可を受けた場合において同条第四項の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額と機構が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前項に規定する信用基金は、郵政省令、大蔵省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

第三十一条中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加える。

第三十二条第一項及び第二項中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、同条第三項中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、「及び前項」を「並びに前項」に改め、「事業報告書」の下に「及び決算報告書」を加える。

第三十三条の二中「第五条第三項」を「第五条第四項」に、「及び研究開発出資業務」を「研究開発

出資業務に係る経理及び研究開発債務保証業務」に、「及び研究開発出資勘定」を、「研究開発出資勘定」及び「研究開発債務保証勘定」に改める。

第三十五条、第三十八条及び第三十九条中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加える。

第四十条第一項中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加え、「に対しその」を若しくは受託金融機関に対し、そのに、「機構の」を「機構若しくは受託金融機関の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第四十一条第二項中「研究開発出資勘定に係る出資」の下に、「研究開発債務保証勘定に係る出資」を加える。

第四十二条中「研究開発推進勘定」の下に、「研究開発債務保証勘定」を加える。

第四十三条中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加える。

第四十四条中「機構」の下に「又は受託金融機関」を加える。

附則第四条の次に次の一条を加える。
(機構に対する日本開発銀行の出資)
第四条の二 日本開発銀行は、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、機構に出資することができる。

附則第六条中「第五条第三項前段」を「第五条第三項」に、「同項後段」を「同条第四項」に改める。

附則第七条第一項中「第五条第三項前段」を「第五条第三項」に改め、同条第二項中「特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)」以下「通信・放送開発法」という)第十條の規定にかかわらず、同条の規定による通信・放送開発法第六條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む)に係る勘定」を「第三十三條の二の規定にかかわらず、研究開発債務保証勘定」に改める。

附則第八條第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定により受信対策基金に係る経理を行う場合には、第四十一条第二項中「研究開発債務保証勘定に係る出資」とあるのは「研究開発債務保証勘定に係る出資(受信対策基金に充てるべきものとして行われている出資を除く)」、受信対策基金に充てるべきものとして行われている出資」と、第四十二条第一項中「研究開発出資勘定に属する額」とあるのは「研究開発出資勘定に属する額並びに附則第七條第二項の規定により受信対策基金に係る経理として整理された額」と、「研究開発債務保証勘定」とあるのは「研究開発債務保証勘定(附則第七條第二項の規定により受信対策基金に係る経理として整理された部分を除く)」と、「各出資者」とあるのは「各出資者(研究開発債務保証勘定において受信対策基金に係る出資者を除く。次項において同じ)」とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(信用基金に関する通信・放送機構法等の適用)
第二条 この法律による改正後の通信・放送機構法(以下この条、次条及び附則第四条において「新機構法」という)の規定及び次条の規定の適用については、附則第七條の規定による改正前

の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第九条第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして出資され又は出えんされた金額は、新機構法第二十九条の二第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして出資され又は出えんされたものとみなす。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)
第三条 日本開発銀行以外の出資者は、通信・放送機構(次項において「機構」という)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、新機構法第二十九条の二第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、新機構法第六條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(決算報告書に関する経過措置)
第四条 新機構法第三十二条第三項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同条第二項の決算報告書から適用する。

(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)
第六条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の三を次のように改める。
第五十六条の三 削除
第五十六条の五第二項中「特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)」以下「通信・放送開発法」という)第十條の規定にかかわらず、同条の規定による通信・放送開発法第六條第一項第一号、第三号及び第四

号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に係る勘定を「機構法第三十三條の二の規定にかかわらず、同条に規定する研究開発債務保証勘定」に改める。

第五十六條の六を次のように改める。
(機構法の適用)

第五十六條の六 第五十六條の二の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第七條第二項中「又は第二十八條第一項第八号」とあるのは、「第二十八條第一項第八号」と「に係る」とあるのは「又は民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下「特定施設整備法」という。))第五十六條の二に規定する業務(以下「利子補給業務」という。)に係る」と、機構法第十九條第四項、第二十九條、第三十一條、第三十二條、第三十五條、第三十八條、第三十九條、第四十條第一項及び第四十三條第一項第二号中「又は研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発債務保証業務又は利子補給業務」と、機構法第二十八條の二第二項中「の一部」とあるのは「又は特定施設整備法第五十六條の二第一号に掲げる業務(利子補給金の支給の決定を除く。))の一部」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び特定施設整備法」と、機構法第三十九條、第四十條第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定施設整備法」と、機構法第四十一條第二項中「研究開発債務保証勘定に係る出資」とあるのは「研究開発債務保証勘定に係る出資(特別通信・放送施設整備基金に充てるべきものとして行われている出資を除く。)、特別通信・放送施設整備基金に充てるべきものとして行われている出資」と、機構法第四十二條第一項中「研究開発出資勘定に属する額」とあるのは「研究開発出資勘定に属する額並びに特定施設整備法第五十六條の五第二項の規定により特別通信・放送施設整備基金に係る経理として整理された部分を除く。）」と、「各出資者」とあるのは「各出資者(研究開発債務保証勘定においては特別通信・放送施設整備基金に係る出資者を除く。次項において同じ。）」と、機構法第四十三條第一項第一号中「第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。）」とあるのは「若しくは第二十八條第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。)、第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務、研究開発債務保証業務又は利子補給業務に係るものを除く。）」と、同条第二項第一号中「又は第二十九條第一項の規定による認可」とあるのは「第二十九條第一項の規定による認可(利子補給業務に係るものを除く。）」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(利子補給業務に係る部分を除く。）」と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び特定施設整備法第五十六條の二」とする。

として整理された額」と、「研究開発債務保証勘定」とあるのは「研究開発債務保証勘定(特定施設整備法第五十六條の五第二項の規定により特別通信・放送施設整備基金に係る経理として整理された部分を除く。）」と、「各出資者」とあるのは「各出資者(研究開発債務保証勘定においては特別通信・放送施設整備基金に係る出資者を除く。次項において同じ。）」と、機構法第四十三條第一項第一号中「第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。）」とあるのは「若しくは第二十八條第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。)、第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務、研究開発債務保証業務又は利子補給業務に係るものを除く。）」と、同条第二項第一号中「又は第二十九條第一項の規定による認可」とあるのは「第二十九條第一項の規定による認可(利子補給業務に係るものを除く。）」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(利子補給業務に係る部分を除く。）」と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び特定施設整備法第五十六條の二」とする。
(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)
第七條 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。
第七條から第十條までを次のように改める。
第七條から第十條まで 削除
第七條を次のように改める。
第十一條を次のように改める。
(機構法の適用)
第十一條 第六條第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第五條第二項

中「研究開発出資業務」とあるのは「両出資業務」と、同条第四項中「同項第六号」とあるのは「両出資業務(同項第六号)」と、「研究開発出資業務」という。）」とあるのは「研究開発出資業務」という。))又は特定通信・放送開発事業実施円滑化法(以下「通信・放送開発法」という。))第六條第一項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。))をいう。以下同じ。))と、機構法第四十三條第一項第一号中「第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。))」とあるのは「若しくは第二十八條第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。))、第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務、研究開発債務保証業務又は利子補給業務に係るものを除く。))」と、同条第二項第一号中「又は第二十九條第一項の規定による認可」とあるのは「第二十九條第一項の規定による認可(利子補給業務に係るものを除く。))」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(利子補給業務に係る部分を除く。))」と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び特定施設整備法第五十六條の二」とする。

るのは「研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十三條の二中「研究開発出資業務に係る経理及び研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等に係る経理並びに研究開発債務保証業務等及び通信・放送開発法第六條第一項第四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。))」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び通信・放送開発法」と、機構法第三十九條、第四十條第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は通信・放送開発法」と、機構法第四十三條第一項第一号中「第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。))」とあるのは「若しくは第二十九條第一項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。))、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務等に係るものを除く。))」と、同条第二項第一号中「又は第二十九條第一項の規定による認可」とあるのは「第二十九條第一項の規定による認可(通信・放送開発法第六條第一項に規定する業務に係るものを除く。))」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(通信・放送開発法第六條第一項に規定する業務に係る部分を除く。))」と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び通信・放送開発法第六條第一項」とする。
(電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正)
第八條 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条を次のように改める。

(機構法の適用)

第八条 第六条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第五条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「両出資業務」と、同条第四項中「同項第六号」とあるのは「両出資業務(同項第六号)」と、「研究開発出資業務」という。又は電気通信基盤充実臨時措置法(以下「電気通信基盤法」という。)第六条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。」と、機構法第十七条第二項中「研究開発出資業務又は」とあるのは「両出資業務又は両債務保証業務」と、「」に係る」とあるのは「又は電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。」に係る」と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは「両出資業務又は両債務保証業務」と、機構法第二十八条の二第二項中「の一部」とあるのは「又は電気通信基盤法第六条第一号及び第二号に掲げる業務(債務の保証の決定及び出資の決定を除く。)(の一部)」と、機構法第二十九条の二第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発債務保証業務等(研究開発債務保証業務及び電気通信基盤法第八条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。)(と、機構法第三十一条中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等(研究開発出資業務及び電気通信基盤法第六条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。)(又は研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十二条、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第二号中「研

究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十三条の二中「研究開発出資業務に係る経理及び研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等に係る経理及び研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び電気通信基盤法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は電気通信基盤法」と、機構法第四十三条第一項第一号中「第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。)(とあるのは若しくは第二十九条第一項の規定による認可(両出資業務又は両債務保証業務に係るものを除く。)(第二十八条第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。)(第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務等に係るものを除く。)(と、同条第二項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可」とあるのは「第二十九条第一項の規定による認可(電気通信基盤法第六条に規定する業務に係るものを除く。)(と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(電気通信基盤法第六条に規定する業務に係る部分を除く。)(と、機構法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び電気通信基盤法第六条」とする。

第十四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条に見出しとして「(罰則)」を付する。

(有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に

関する臨時措置法の一部改正)

第九条 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法(平成四年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条中「第五条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法(以下「有線テレビジョン放送番組充実法」という。)第六条に規定する業務(以下「両出資業務」という。)(と、同条第三項中「又は」とあるのは「有線テレビジョン放送番組充実法に規定する業務に必要な資金又は」と、機構法第十七条第二項を「第五条第二項、機構法第二項に改め、」とあるのは「両出資業務」との下に「機構法第五項第四項中「研究開発出資業務」という。)(とあるのは「研究開発出資業務」という。)(又は有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法(以下「有線テレビジョン放送番組充実法」という。)(第六条に規定する業務(以下「両出資業務」という。)(と、機構法第二十八条の二第二項中「の一部」とあるのは「又は有線テレビジョン放送番組充実法第六条第一号に掲げる業務(出資の決定を除く。)(の一部)」とを、「(両出資業務)の下に」又は「研究開発債務保証業務」を加え、「研究開発出資業務に係る」と「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係る」に改める。

第十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条に見出しとして「(罰則)」を付する。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第十条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十二条」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第四十五条中「第五条第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条に規定する業務(以下「両出資業務」という。)(と、同条第三項中「又は」とあるのは「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条に規定する業務に必要な資金又は」と、機構法第十七条第二項を「第五条第二項、機構法第二項に改め、」とあるのは「両出資業務」との下に「機構法第五項第四項中「研究開発出資業務」という。)(とあるのは「研究開発出資業務」という。)(又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条に規定する業務(以下「両出資業務」という。)(と、機構法第二十八条の二第二項中「の一部」とあるのは「又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十三条第一号に掲げる業務(出資の決定を除く。)(の一部)」とを、「(両出資業務)の下に」又は「研究開発債務保証業務」を加え、「研究開発出資業務に係る」と「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係る」に改める。

第五十三条を削る。

第五十一条 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送(身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の一部改正)

第十一条 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送(身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第十一部 通信委員会会議録第九号 平成八年五月二十三日 【参議院】

五

くは第二十九条第一項の規定による認可(両
出資業務又は両債務保証業務に係るものを除
く)、第二十八条第二項の規定による認可
(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業
務に係るものを除く)、第三十一条若しくは
第三十五条の規定による認可(研究開発出資
業務等又は研究開発債務保証業務等に係るも
のを除く。)、同条第二項第一号中「又は第
二十九条第一項の規定による認可」とあるの
は「の規定による認可又は第二十九条第一項
の規定による認可(受信設備制御型放送番組
促進法第六条に規定する業務に係るものを除
く。)」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部
分(受信設備制御型放送番組促進法第六条に
規定する業務に係る部分を除く。)」と、機構
法第四十五条第三号中「第二十八条第一項」と
あるのは「第二十八条第一項及び受信設備制
御型放送番組促進法第六条」とする。

第十一条の前の見出しを削り、同条を次のよ
うに改める。

第十一条 削除

第十二条に見出しとして「罰則」を付する。

平成八年五月二十九日印刷

平成八年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A